

秋田県文化芸術推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県の文化芸術に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくため、秋田県文化芸術推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 文化芸術施策の方向性及び取組に関すること。
- (2) 秋田県文化振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定及び変更に関すること。
- (3) ビジョンの進行管理に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 文化芸術団体関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 文化施設関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他必要と認める者

2 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会務を総理する。

2 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、秋田県観光文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。